相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区隼町五番地一、最後の住所東京都府中市白糸台三丁目四四番地の一原田繁弘方　被相続人　亡　原田　謙二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十五日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三七番七号テミスビル一階高木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙木　敦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県加賀市山中温泉湯の出町レ七番地、最後の住所石川県加賀市山中温泉菅谷町ロ三五番地一　被相続人　亡　久保田榮治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十五日

石川県加賀市松が丘三丁目一六番地一二

相続財産管理人　水井　義明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県輪島市惣領町十部一二九番地、最後の住所石川県輪島市惣領町一〇部一二九番地　被相続人　亡　小町　真弓

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十五日

事務所石川県輪島市河井町五部二八二番地

相続財産管理人　司法書士　今井　陽一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南アルプス市藤田二一六一番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　浅川　和重

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十五日

山梨県甲府市中央一丁目七番一〇号内外ビル三階清水毅法律事務所

相続財産管理人　弁護士　後藤　英恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県善通寺市与北町三一五三番地一、最後の住所香川県善通寺市与北町三一五三番地　被相続人　亡　長谷川利雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十五日

香川県丸亀市本町二五番地　久保ビル馬場法律事務所

相続財産管理人　馬場　俊夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県甘木市大字下浦五四三番地、最後の住所不明　被相続人　亡　辻　スミ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十五日

福岡県福岡市中央区大名二丁目四番二二号新日本ビル五階　佐藤・林法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西依　雅広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市小倉北区赤坂一丁目七番、最後の住所北九州市小倉北区赤坂一丁目七番五〇－二〇二号　被相続人　亡　宮地世津子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十五日

北九州市小倉北区大手町七番三八号大手町ビル二〇三

相続財産管理人　司法書士　岡　信太郎

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年十一月二十五日

一、墳墓等所在地　兵庫県神戸市灘区大石字長峰山四―五八　長峰霊園

一、墳墓等の名称　㈠墓域一二―八―一三峯山家之墓、㈡墓域一二―ロ―八不詳、㈢墓域一三―二―四南無阿弥陀仏、㈣墓域一七―ヌ―一二不詳、㈤墓域一七―ハ―二杉谷家之墓、㈥墓域一七―マ―一二平田家之墓、㈦墓域一七―ネ―五不詳、㈧墓域一八―ト―三大塚家之墓、㈨墓域一八―リ―三不詳、㈩墓域一八―ヌ―一谷川家之墓、(十一)墓域一九―レ―五⑵不詳、(十二)墓域一九―ヲ―五先祖代々墓、(十三)墓域一九―レ―五⑶不詳

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　兵庫県神戸市灘区大石字長峰山四―五八　一般財団法人灘十三大字連合協議会　理事長　富田　照三

債権申出の公告（第二回）

当基金は、平成二十八年十一月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月二十五日

東京都港区芝公園三丁目五番八号機械振興会館内

日本工作機械関連工業厚生年金基金

代表清算人　加藤　俊雄

第50期決算公告　平成28年11月25日

名古屋市中川区東起町四丁目143番地

株式会社名港液化ガス

代表取締役　奥村　元

貸借対照表の要旨（平成28年6月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	276,601
	固定資産	591,955
	繰延資産	3,319
	合計	**871,876**
負債及び純資産の部	流動負債	134,992
	固定負債	335,685
	株主資本	401,199
	資本金	99,500
	資本剰余金	89,500
	利益剰余金	212,199
	利益準備金	4,900
	その他利益剰余金	207,299
	（うち当期純利益）	(13,694)
	合計	**871,876**

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する空知コール興産株式会社（住所北海道歌志内市字東光二七番地）に対して当社の不動産事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は平成二十八年十一月二十四日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十八年十一月二十五日

北海道歌志内市字東光二七番地

空知炭礦株式会社

代表取締役　橋本　昭夫

第53期決算公告　平成28年11月25日

北海道歌志内市字東光27番地

空知炭礦株式会社

代表取締役　橋本　昭夫

貸借対照表の要旨（平成28年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,188,264
	固定資産	901,720
	繰延資産	4,284
	合計	**3,094,269**
負債及び純資産の部	流動負債	1,569,799
	固定負債	100,000
	株主資本	1,424,469
	資本金	12,000
	利益剰余金	1,412,469
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	1,409,469
	（うち当期純利益）	(92,675)
	合計	**3,094,269**